平成２４年（フ）第１９５号
福岡市南区大橋３丁目20番25号
債務者　川上　松江
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９６号
福岡市南区大橋３丁目20番25号
債務者　川上　昇隆
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２３号
福岡市城南区南片江１丁目14番１―201号
債務者　田中貴代子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３号
大分県日田市大字北豆田1583番地29　市営城内団地301―14
債務者　井上裕美子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第１０号
鹿児島県出水郡長島町指江744番地１
債務者　岩崎　清志
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
鹿児島県出水市高尾野町唐笠木1903番地12
債務者　曲　久美子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
鹿児島県出水市平和町18番地　藤川和浩方、前住所京都市山科区川田岡ノ西１番地７レオ松本410号
債務者　藤川　和敏
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
鹿児島県出水市高尾野町柴引53番地４、前住所鹿児島県出水市高尾野町大久保283番地３
債務者　宮武　琴美（旧姓桑畑）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
仙台市宮城野区東仙台４丁目１番１―910号
債務者　佐東　右治
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
三重県津市河芸町千里ケ丘72番地　県営住宅千里団地Ｒ13―103号室
債務者　山﨑　修一
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７３号
三重県亀山市田村町711番地９、前住所三重県鈴鹿市平田新町２番３号
債務者　須原　武治
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７４号
三重県亀山市高塚町５番１号102　第２アーバンハイツ102号
債務者　難波　勝則
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７５号
三重県津市一身田豊野1406番地378
債務者　森岡　　功
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７８号
三重県鈴鹿市南玉垣町6899番地
債務者　牧添由紀子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１号
三重県津市上弁財町15番１号　上弁財団地１―101、前住所三重県津市一身田豊野1406番地500
債務者　松岡　秀明
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２号
三重県津市上弁財町15番１号　上弁財団地１―101、前住所三重県津市一身田豊野1406番地500
債務者　松岡　和子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７４号
京都市伏見区石田大山町60番地７　ベルエール醍醐202号
債務者　谷口タクシーこと　谷口　　清
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係